

藤沢市教育委員会事務局組織等規則等の一部改正について  
藤沢市教育委員会事務局組織等規則等の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）12月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成24年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市学習文化センター条例の廃止に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 月 日提出

藤沢市教育委員会

委員長 小澤一成

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則等の一部を改正する規則

(藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正)

第1条 藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教育委員会規則第3号)

の一部を次のように改正する。

第4条生涯学習課の分掌事務第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から13号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中第3項を削り、第4項を第3項に繰り上げる。

別表第2固有事務決裁表生涯学習課の学習文化センターの項を削る。

(藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項「学習文化センター、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>生涯学習課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習の推進，企画及び調整</li> <li>(2) 社会教育事業に係る企画及び実施</li> <li>(3) 文化財保護に関すること。</li> <li>(4) 社会教育関係団体に関すること。</li> <li>(5) 社会教育委員会議の庶務</li> <li>(6) 生涯学習推進本部の庶務</li> <li>(7) 公民館の総括に関すること。</li> <li><del>(8) 学習文化センターに関すること。</del></li> <li><u>(8)</u> 地名の研究に関すること。</li> <li><u>(9)</u> 博物館の建設準備</li> <li><u>(10)</u> 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</li> <li><u>(11)</u> 生涯学習部の庶務</li> <li><u>(12)</u> 生涯学習部内の他課に属しない事務</li> </ol> <p>(生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第 6 条</p> <p><del>2 藤沢市学習文化センター条例(昭和 63 年藤沢市条例第 22 号)第 1 条の規定に</del></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>生涯学習課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習の推進，企画及び調整</li> <li>(2) 社会教育事業に係る企画及び実施</li> <li>(3) 文化財保護に関すること。</li> <li>(4) 社会教育関係団体に関すること。</li> <li>(5) 社会教育委員会議の庶務</li> <li>(6) 生涯学習推進本部の庶務</li> <li>(7) 公民館の総括に関すること。</li> <li><u>(8) 学習文化センターに関すること。</u></li> <li>(9) 地名の研究に関すること。</li> <li>(10) 博物館の建設準備</li> <li>(11) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</li> <li>(12) 生涯学習部の庶務</li> <li>(13) 生涯学習部内の他課に属しない事務</li> </ol> <p>(生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第 6 条</p> <p><u>3 藤沢市学習文化センター条例(昭和 63 年藤沢市条例第 22 号)第 1 条の規定に</u></p>

~~基づき設置された学習文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。~~

~~(1) 学習文化センターの管理運営及び施設の使用許可~~

~~(2) 生涯学習に関する情報提供~~

~~(3) 生涯学習に関する相談~~

3 藤沢市図書館に関する条例(昭和 61 年藤沢市条例第 36 号)第 1 条の規定に基づき設置された南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

別表第 2(第 10 条関係)

固有事務決裁表

課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
生涯学習課	生涯学習	生涯学習推進基本方針の策定	部長		
		生涯学習の推進, 企画及び調整	課等の長		
		生涯学習推進本部の庶務	課等の長		
	社会教育	社会教育の推進, 企画及び調整	課等の長		
		事業の企画及び実施	課等の長		
		社会教育委員会議の庶務	課等の長		
		公民館運営審議会の庶務	課等の長		
		公民館事業計画基	部長		

基づき設置された学習文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学習文化センターの管理運営及び施設の使用許可

(2) 生涯学習に関する情報提供

(3) 生涯学習に関する相談

4 藤沢市図書館に関する条例(昭和 61 年藤沢市条例第 36 号)第 1 条の規定に基づき設置された南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

別表第 2(第 10 条関係)

固有事務決裁表

課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
生涯学習課	生涯学習	生涯学習推進基本方針の策定	部長		
		生涯学習の推進, 企画及び調整	課等の長		
		生涯学習推進本部の庶務	課等の長		
	社会教育	社会教育の推進, 企画及び調整	課等の長		
		事業の企画及び実施	課等の長		
		社会教育委員会議の庶務	課等の長		
		公民館運営審議会の庶務	課等の長		
		公民館事業計画基	部長		

		本方針の策定			
		公民館整備計画の策定	部長		
		公民館の整備及び管理運営の総括並びに調整	課等の長		
		公民館事業の調整	課等の長		
	<del>学習文化センター</del>	<del>学習文化センターの管理運営</del>	<del>課等の長</del>		
		<del>学習文化センター施設の使用許可</del>	<del>課等の長</del>		
	文化財	文化財の保護及び普及	課等の長		
		国・県指定文化財現状変更の意見具申	教育長		
		史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可，取消，停止命令	課等の長		
		埋蔵文化財保護の指導及び調整	課等の長		
		文化財保護委員会の庶務	課等の長		
	公開活用	資料等の公開活用に関する基本計画の策定	部長		
		公開活用の企画及び実施	課等の長		
		出版物の編集及び	課等の		

		本方針の策定			
		公民館整備計画の策定	部長		
		公民館の整備及び管理運営の総括並びに調整	課等の長		
		公民館事業の調整	課等の長		
	学習文化センター	学習文化センターの管理運営	課等の長		
		学習文化センター施設の使用許可	課等の長		
	文化財	文化財の保護及び普及	課等の長		
		国・県指定文化財現状変更の意見具申	教育長		
		史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可，取消，停止命令	課等の長		
		埋蔵文化財保護の指導及び調整	課等の長		
		文化財保護委員会の庶務	課等の長		
	公開活用	資料等の公開活用に関する基本計画の策定	部長		
		公開活用の企画及び実施	課等の長		
		出版物の編集及び	課等の		

		発行	長		
博物館		博物館の建設計画	部長		
		博物館の調査研究、 情報収集及び分析等	課等の 長		
博物館資料の 収集・調査・研究・整理 保管		博物館資料等の収集、調査研究・整理 保管の基本計画の策定	部長		
		博物館資料収集検討会の庶務	課等の 長		
		藤沢の歴史及び博物館資料等に関する資料収集、調査研究及び整理保管等	課等の 長		
博物館資料の貸出		博物館資料等の貸出、掲載	課等の 長		
博物館実習		実習生の受入及び評価等	課等の 長		
公民館事業		公民館事業計画基本方針に基づく自主事業の企画及び実施	課等の 長		
公民館運営 管理		公民館施設の管理運営	公民館 長		
		公民館施設の使用許可	公民館 長		
		公民館施設の目的外使用許可	公民館 長		
		4,000万円未満まで	公民館		

		発行	長		
博物館		博物館の建設計画	部長		
		博物館の調査研究、 情報収集及び分析等	課等の 長		
博物館資料の 収集・調査・研究・整理 保管		博物館資料等の収集、調査研究・整理 保管の基本計画の策定	部長		
		博物館資料収集検討会の庶務	課等の 長		
		藤沢の歴史及び博物館資料等に関する資料収集、調査研究及び整理保管等	課等の 長		
博物館資料の貸出		博物館資料等の貸出、掲載	課等の 長		
博物館実習		実習生の受入及び評価等	課等の 長		
公民館事業		公民館事業計画基本方針に基づく自主事業の企画及び実施	課等の 長		
公民館運営 管理		公民館施設の管理運営	公民館 長		
		公民館施設の使用許可	公民館 長		
		公民館施設の目的外使用許可	公民館 長		
		4,000万円未満まで	公民館		

		の不動産の賃借(支出命令を除く。)	長		
--	--	-------------------	---	--	--

		の不動産の賃借(支出命令を除く。)	長		
--	--	-------------------	---	--	--

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(教育機関における職)</p> <p>第 5 条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第 5 条及び第 6 条に規定する機関をいう。)にその名称(<del>学習文化センター</del>、市民ギャラリー並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。</p>	<p>(教育機関における職)</p> <p>第 5 条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第 5 条及び第 6 条に規定する機関をいう。)にその名称(学習文化センター、市民ギャラリー並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。</p>